

第8回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年7月1日（火）午後1時30分～3時30分

場 所：大口町役場 2階 第1会議室

■ 開会

[委員長あいさつ]

皆さんこんにちは。今日から7月ということで、歳をとると日経つのが早いものですから、年々早くなっているということがあります。今日は8回目ということで、7回までに皆様方の熱心な議論で大体固まりつつあるかなということでございまして、参加と協働の条例というもので、6月24日、先週の火曜日に昇先生からご意見をいただき、それによって、今日の資料を少し整理していただいたということで、大変な土日月だったのではないかと思います。いつでも事務局、本当にご苦勞様です。今日は冒頭でその昇先生の結果のご報告を。それによっていろいろ話すことになろうと思います。この地域の中でいろいろな活動がもう少し繋がるといいのかな、そういうことのために喪この参加条例というんですかね、そういうことが大事かなというような感じがします。

先日来、6回ぐらいずっと話をしているんですが、この条例がこの大口町にとっての憲法のようなものだという、二重信託論と言うんですかね、国家のことは国家でやる、地域のことは地域でやる、そういうことで進んできて。その地域分権といいますか、そのことのやってく上での背骨というか、骨組みになるようなことで、地域は何をするのか、何をすべきなのか、ということを少し検討していきたいということです。事務局の皆さんのお骨折りで大変だったと思いますが、今日までそんなお話があつて、段々まとめていく方向に持っていききたいと。それから町民の皆さんからいろいろ意見をいただくための、あるいは議会との懇談、若手の職員の方々との懇談、そういう懇談の日程等もこの議題にあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

[町長あいさつ]

皆さん、こんにちは。大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。いよいよ条例の骨子も固まってきたようでありまして、地区に向けての懇談も予定をされているようであります。これから終盤にかけての議論に期待しております。行政においては、ふるさと納税という新しい制度ができて、こうした住民の意思で納税ができる、こんな時代が来たかと、こういう形で今取り組んでおります。住民参加のまちづくりに向けて大きく躍進をしていただきますことをご期待申し上げ、簡単ではありますが挨拶といたします。

[議 題] (1) 条例骨子・構成（案）について

委員長

今日の議題は、条例の骨子・構成（案）についてということですが、挨拶のところでも申し上げたように昇先生に会っていただいておりますので、そちらの方から願ひします。

※主幹より、資料2「昇秀樹先生との懇談結果について」、引き続き資料1「（仮称）参加と協働の

まちづくり条例の骨子・構成（案）」を説明

委員長

昇先生もお忙しいところを、いろいろと良い助言をいただきました。①番は、この分野での最高法規、条例の中で一番上にあるという考え方で良いということで、これは皆様方も共通した認識かと思っています。それから、②番も同じなのですが、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続き条例など、関連する条例を規定することでこの条例の一番高いところにあることを示します。それから、議会ということで、地方自治は町長と議会という二元代表制をとっているのですが、民意の現れ方も当然異なっているんですけど、そういうことで責務を規定することは違法ではないけれども、ちょっと行きすぎだろうと。あまり大々的に表現するのではなくて、今ぐらいの控えめでいいのではないかと、そんなところですね。それから④番目の自治基本条例。この場合も、大口町の自治基本条例といっても差し支えないと思うんですけども、そういう違いを説明できるようにしておく方が良いというのは意外とおもしろいご指摘かもしれないですね。なんか、ユニークさがこういうところにあるんですよという、その辺を少し分かるようにしておくユニークな条例だということが分かるかもしれません。どういうふうに言うか難しいところもあるかと思いますが、アイデアは事務局から出していただくということにしましょう。

それから行政というのは中村さんからずっと、もう少し厳密に規定した方がいいんじゃないのかということで、今回の案でも執行機関という言い方で書いていただいていますけれど、そうすると、ちょっとまた住民の皆さんに「何だろう？」と思われるところもあるので。町の執行機関の説明のところで、「従来行政と言われているもので」というようなただし書きをいれると分かりやすくなるかもしれませんが。でも、「きちんとおいた方が法律文では」と説明して下さっているように、はっきりした言葉で表すものだということであると、やはり「町長及び執行機関」という方がはっきりするなど。それはあるので、「今までは行政と言ってきたんだけど」というただし書きのようなものを入れるかどうか、その辺ですね。

参事

私も昇先生とお話をさせていただきましたが、「確かに行政は曖昧なので定義のところこういうものだと定義をして、行政と使っているんですけど」と言ったんですけど。やはり法律用語としての、ということなんですね。条例の用語としてということなんんですけど、これからこういう言葉も定義づけがしっかりしていれば使っても個人的にはいいような気がするんですけど。

委員長

その辺も後で皆さんからご意見をいただきましょう。

職務代理者

私は、すんなり流れますけれど。町の執行機関が実施するものが行政。それがクリーンになったわけですから。

委員長

他の皆さんもお持ち帰りいただきちょっと考えていただいて、またご意見をいただきたいと思い

ます。それからまちづくりというところで、本当を言うと、まちづくりのところにあるように、土地利用のあり方、都市計画ですよ、それを入れるかどうかということですけど。今回は、土地利用のところまでイメージが入っていないので、いいのかなと。また注釈をしてください。

参事

土地利用のそのものというよりは、土地利用を考える過程の中で、それを一つの計画なりにしていく課程の中で、住民の皆さんの意見を聴くとか、ここにあるフォーラムを使ったりすることで計画を組み立てていくんだという、ソフトの面でのまちづくりということで考えております。

委員長

前文の話は、やっぱり私もずっと迷っていて、まだ迷っているところですが、こういうふうに言っていただくと、前文が何らかの形で入れた方がいいのかなという感じがして。特に条例作成、こういう条例が出てくる背景とか、経緯、というあたりで大口町も「これからこんなことをやってきたので、こういうのを守っていきたい」というような、そういうことで、いい前文になるんじゃないかという気がするんですが。その辺も皆さんのお知恵を拝借しながらつくっていいんじゃないかなと思います。

それから構成のことですけど、目的に関する規定では、これは当然問題ないわけで、後は手段の規定を二つの章にした方がバランスがいいというのは、さすが全国の条例を知っていらっしゃるので、二つぐらいの章に別けて。それから他の規則を取り立てて章にするのは重々しいというか、この条例の品格から考えると、こんなことだと思わんですけど、あんまり良くないということで、これもなるほどと思います。

ということで、直していただいたのがこの骨子、資料1の方ですね。後、何か付け加えることはありますか。

参事

自治組織については特に法律的な問題でもないもので、先生にお聞きはしませんでした。ここに位置づけるかどうかということではですね。考え方としては、前から申し上げていますように、議会についてもそうなんですが、議会との懇談あるいは地区懇談会の中で、合意のできる部分のところを載せられるものなら載せたいと考えています。

職務代理者

昇先生への質問なんですが、今までモヤモヤしていたことが非常にはっきりして、非常にありがたく感謝しています。この中でいろいろありますけれど、4番目のですね、先生の助言の「全国の自治基本条例との違いを説明できるようにしておく」との次のところですね。「わりと面白い条例かもしれない。」といわれた意味合いをですね、ちょっと伺いたい。これが特徴かもしれないので。

主幹

この前段で、「どこかの自治基本条例だとか、どこかを見て真似をして作られたとか、参考にするところがありましたか」ということを聞かれましたので、「これは住民の皆さんからいただい

た意見がもとで、そういった他のを参考にすることなくつくった」ということで話しをしたんです。それで、参加と協働のまちづくりという、こういう考え方というのはあまりないかもしれないね、というようなニュアンスを込めた「わりと面白い条例」というふうに受け止めました。

職務代理者

ありがとうございます。励みになります。

委員長

本当にそうですね。事務局もそういう意味では大変だったと思いますけれど、ただ、前文ができたところで、少しずつ皆さんの方からどんなふうに条例に書いてくかというところで参考にして。皆さんにはお配りしてあるかもしれませんが、前文の雛形をつくる時に、その辺を幾つか例示して今度出していただくと。今までの大口町の経緯・経過を書きなさいとか、とても良いことを言ってもらったと思うんですね。第6次総合計画。これがやはり一番の元になってると思うので、その辺の精神というか、この辺が前文の中で掲げられていると、全体の格調が高くなるのではないかと、そんな感じがしますけれど。

皆さんから、ご感想やご意見をいただきたいと思いますが。

委員

私はまだちょっと理解ができていないので教えていただきたいんですけど、昇先生の①番のところ、一般的な自治基本条例のように全分野を網羅するものではないということですね。一分野の憲法だという位置づけで、この分野の最高法規という考え方と書いてありますが、ここで言うこの分野とは何を指しているんですか。

参事

参加と協働のまちづくりの分野でということになると思います。

委員

そうすると、自治基本条例的な性格は含んでいるけれども、いわゆる一般的な自治基本条例そのものではないという言い方でいいですか。参加と協働に関する分野の最高法規という説明になるわけですか。

参事

そういうことです。

委員長

今後どうするかということにもよりますが、制度の見直しが入ってきますから、ある程度はまちづくり基本条例とそう変わらないというか。

参事

これで、かなり町の仕事の仕方というのを変えざるを得ないところはあると思います。

委員長

町の仕事をしていく上で、参加と協働でやりなさいというふうに、だから情報も公開して皆さんの意見を聴きながら進めましょうと、そういう条例。今までのまちづくり基本条例なんかでいくと、横並びですから、執行機関の方が強いというか、そういうことになるんだけど、今回のこの条例の場合は、常に住民の意見・提案を聞きながら進めなさいという、乱暴に言っちゃうとそういう条例だと思うんです。どうですか、皆さんの受け止め方としては。

委員

最初の仮称ですけど、町民参加条例ですね。ちょっと議論の中で、立派な総合計画がありますが、その骨子が参加と協働のまちづくりということになっていますので、私は、この間も意見書を出したんですが、この名前はびったりだと。ただ、途中で自治基本条例は憲法的なまちの憲法的な位置づけというものが出てきましたよね。でも昇先生がおっしゃっているように、この分野での参加と協働のまちづくりということで捉えると、私はいいのかなと思っています。

委員

位置づけについては私もよく分からないんですけど、この②番の方で、他の関連条例との関係を規定すればいいよとありますね。その規定の仕方がきちんとされればいいような気はするんですが。後、全体で感じたことを言っちゃっていいなら、今作っている骨子は、どこかで日の目を見るんでしょうか、皆さんに見てもらおう資料ですか。

主幹

これである程度のところを出してもいいよという形になれば。

委員

条例の案ではなくて、骨子だけを。それがこの5ページものだとすると、例えば、地区懇談会だとか、町民の方にしたら、やっぱり分かりにくいんですよ。前回の議論もあったし、例えば、どっかの別の法律を見ないと分からないとか、中西さんが言われたのかな、住民等という言い方で、確かに定義には住民等があって、それを読めば納得するんだけど、普通の町民の人というのはそういうところまで遡らずにざっと見ていくと、この間の中西さんの疑問みたいになってくるんですよ。やっぱり定義は定義でそこにあるから良いのではなくて、本当に優しい文章で、ずっと読んでいけば8割方理解できるようなものにしないとイケないと思うんですよ。昇先生の発言にもあったし、先回の議事録を見てもあるんですけど。条例だからこうあるべきだっていう発想自体がもう古いんで、意識改革を目指すんですよ、ある面では。だとしたら、事務局に少しきつい言い方をしますが、政策調整課の事務局がまず発想を変えないと職員が変わるわけがないので、職員がこれを見たときに「あれ、今までの条例とは全然違うぞ」と、「これで条例なのか」と、「こんなの条例の体をなしてないよ」と言われるぐらいの町民にとって分かりやすい条例をつくれれば、文章も含めて。職員も「そうかそうか、そういうもので今後やっていかないとイケないんだな」というふうになっていくと思いますよね。私が見ても分からない、読んでも分からない。だとしたら、町民の何割の方が分からない。そんなのを配っているのは旧態然で、今回の参加を呼びかけるのは口だけだよということになってしまいますよね。と思うんで、文章表現からごっそりイメチェンを図った

らという感想です。

委員長

その辺が難しいところですね。

委員

何ならお手伝いをしますよ。事務局だけに任せては申し訳ないんで。

委員長

大変貴重なご発言をいただいて、助っ人が一人。やっぱり先の執行機関のところではちょっとひっかかるのはその辺ですね。分かりにくいんで、だから条例とか法律のところではないかもしれませんが、少し分かりやすく解説的な部分がちょっと入るとか。やっぱり町民に分かっていただく条例ということが一番大事なところだと思うので、なるべく町民の皆さんに分かっていただくのが大事。法律の見方も当然あると思いますけれど、どの辺で折り合いをつけるかという。

参事

何度も言っているとは思いますが、条例自体が権利を制限したり義務を課す条例ではないので、そういう意味での厳密さというのは。入る対象とか、罰則とか、そういう意味での厳密さは必要ないとは思うんですけど、捉える人によって、いろんな捉え方ができてしまう言葉というのも混乱の原因になってくると思います。

委員長

どの辺で折り合いをつけるかということになってくると思いますが。

参事

今思ったことは、この骨子は骨子なんですけれど、住民の方に説明をするときには、例えば4のところの参加と協働の原則というのがあって、「参加及び協働は、住民等の主体的な意思によるものであり強制されません。」といった、住民等を、当然定義づけがしてあるので、規程方式でいけば住民等ということになるんですけど、それを住民の方に説明をするときには、住民等を例示して、「こういう人について」というような書き方をして、そういうものをつくってもいいのかなというふうには思っています。

委員長

実際の条例文というか、骨子ではなくて、条例としたらもう少し分かりやすい、しかし、あんまり埋めるところが出ないようにという、その辺のところですね。住民の皆さんに見せるときには、もう少し分かりやすい形でお示ししないと、またそこでいろんな発言が出てくるような気がしますよね。

職務代理者

それは、前から曾田先生もお話されているし、昇先生も言われるように、今回初めて前文という

項目が加わったんですね。その前文を要項だけは書いてありますけれど、これをどう表現するかということで、私もお手伝いをするといったらとにかく叩き台を自分で前文を書いてみるかと。そして叩けばいい。ここで、決まるんじゃないでしょうか。骨子そのものはこれ以上因数分解することも。原則みたいなものですから。だから前文で説明するんじゃないかと思っていて、今日も初めそういうスタートだったですから、そうかなと。今回初めてこの前文という大項目が冒頭にきて、そして要項が書いてありますけれど、この辺を私ならこれぐらいなら分かりやすいと思うというのをつくってみると。というのは、急がないといけませんよね。次にスケジュールというのがあって。この前文さえ書けば、たぶん町長への中間報告として、「これでいいですか」と言えると思うんですよ。そして、その程度のを懇談会でお出しして、そして直したっていいですよ。ビフォア、アフターで。こういうものができますという手順もありうるかと。一番初めにいただいた「みんな」というような資料の中からキーワードを探し当てているんですけど。この前、講演は聞きに行きませんでした。大森先生のレジメの触りのところを見ても、大体そういうことが書いてありますね。大体、前文のところにかかって、分かりやすいとか親しみやすいということが出るかなあと。

委員長

今回のところでは前文を入れて、骨子は骨子でもう少し条例の文章に近づけた形で、全体を一度つくってみるみたいなことをやって、それを皆さんにお示しするというような段取りで行けばいいんじゃないでしょうか。ただ、この骨子は骨子として、少し町民に分かりやすくというのは一つ大事な議題であると思うので、それを事務局と中村さんが言ってくださいましたけれど、何人かのワーキンググループぐらいでもんでみて、その次に全体の委員会の皆さんにお示ししてご意見をいただくという、そのぐらいの段取りで行きましようか。

委員

先回も、文章がやはり若い方から年輩の方までみえるということで、分かりやすい文章という、横文字なんかは避けてあるんですけど。やはり、みやすいものが。会社なんかもそうですけれど、見出しをみればある程度分かる。前文を見れば大体分かるという感じで、いろいろ判断する方はみえると思いますけれど、その文章が難しい文章であっては、そこで引いちゃう部分もあると思うので、できるだけ分かりやすい優しい文章でというのは、勝手な言い方かもしれませんが、そういう文章にしないと取っ付きが悪いなというのと、後、昇先生の③番の議会についてというところで、たまたま会社にも知り合いの市議会議員がおりまして、他の市なんですけれど、その議員さんは、そういう邪魔っていったら変ですけど、並行していくんだよといっても邪魔されるんじゃないかととっている部分があるんですね。これから議員さんとの懇談会の時間もあると思うんですけど、やはり、上手にやっついていかないと向こうも構えちゃう。こっちも邪魔するものでもないの、今後の動きが。他の市の方も気にされているということなんですけれど。

委員長

他の市町の自治基本条例で、議会をどういうふうに言っているかというのを事例集みたいな感じで皆さんにお示しできるといいんじゃないかと思います。ここでは本当に控えめな言い方をしているのでもう少し言ってもいいかなと。議会は議会らしくやっってくださいというぐらいは言ってもいいかなと思うところはあるんですけど。

委員

私も親しみやすい条例にしたいという言葉があったんですが、読んだときにこっちをみながら読まなきゃいけない自分があったんですね。じゃあどうという言葉がいいのかと思うと、先程代えられた町の執行機関というのが、昨日いただいて読ませていただいたときに、「主婦だったらどう思うのかなあ」と思ったりすると、それに代わる言葉は無いんですよ。だから、かといってすごく長くなってしまっても、もう読むのに疲れてしまう。小説ではありませんので。長々と説明をするわけにもいかないなど。それとやはり、昇先生のこの分野での最高法規というところで、自分の中では落ち着いた気がしました。私達がやっているところほどこの分野なのか、フワフワと、憲法という話も出たりして、自分の中ではよく分からなかったんですけど、この一言で自分の中で落ち着きました。

委員長

何回も確認してきたんですけど、大口町が町を運営していくときのやり方をこの条例で定めていきますという、そういう基本条例ですので、それは住民と執行機関との参加と協働でやっていきますよと。それで住民の皆さんは参加・参画をしていただいて、声を聞きながら、これを確かめながらやっていきたいと思いますということなので。最高の条例という意味はそういうことですね。だから、他のことを決めていくのもこういうことでやっていくわけだし。情報公開条例、あるいは個人情報保護条例だとか、環境基本条例とか、いろいろとあると思うんですけど、こういう条例の一番上に位置する。この前の委員会でお示しいただいたのは、大体大口町には揃っている。環境系が無かったんですよ。だからそれはそれで補ってつくっていただければ良いと思うので。あるいは環境の問題だとか、これから大きくなるわけだから、それはぜひつくっていただきたいと思うんですけど。その時も住民の参加と協働がなければ、そんな環境なんてことを軽々しく言えないのだから、それは参加と協働のまちづくり条例ができれば、環境の条例もそういうようにできるということいいんじゃないかと思います。

職務代理者

確認なんですが、お聞きしていると、分かりやすく親しみやすいということを皆さん言われて、私も分かります。では、私も前にいただいたいろんな他市町のを読み返してみたんですけど、あれ分かりやすく親しみやすいというものは一つもありません。頭に残るものも少ないですね。そこで、この骨子というのはさらにいろいろ分かりやすくしていくというニュアンスで先程来話が出ているんですが、もう大体これを直せば基本の言いたいことはこれだけですよというつもりなのか。これをさらに咀嚼して復元して分かりやすくするつもりなのか、この骨子が既にほとんどできあがりだよと、修正加える場合もありますけれど、という考えのように見えて、だから前文だなど、私は思っているんですけど。それが一つと、それから議会については、昇先生のおかげでまことにクリアになったと冒頭申し上げたんですが、やっぱり二元代表制という究極のねじれはありうるという。かといって仲良しクラブの談合ではいけないという、この一番難しいところの二元代表制という言葉をはっきりと打ち出せば、議会基本条例があるならばそれでいいし、なければおつくりになったらと言えば。議会は私の中では片付いているんです。この二元代表制のことで。ですから、もう懇談会が近づいているというスケジュールが組まれているのは、そういう意味だったのかと、逆に私は気がしています。

参事

この条例この後どうするかということですが、基本的にはこの表現で定義づけもそのようにつくってありますので、この表現でいきたいと思うんですけど。中村さんなんかも読まれて分かると思うんですけど、条例は基本的に常体の表現なんです。「である」という。これは「ですます」調ですよ。それをどうするかというのがあります。これをそうすると、ますます身近なものになっていくんでしょ、たぶん。例えば、「営まれなければなりません」というのは、「営まれなければならない」という形になります。通常の条例です。そういうのをどうするかというのがあります。基本的に、内容としてはこういう内容でお願いをしていきたいというのがあります。

委員長

内容はこうだけれども、例えば、「ですます」とか、「である」とか、表現の問題があるということと、条例を分かりやすくということで、どこまで厳密さと折り合いをつけるということだと思っただいよ。

参事

法律に慣用語というのがあるんですね。二回同じ言葉を繰り返さないように、「当該」とか、そういう言葉遣いがあつたりしまして。

委員

それって法律があるんですか。

大森参事

そういう言葉を使えば、例えば裁判になった時でも、それはそれで理解されるというような言葉があるんですね。

委員

今、裁判も分かりやすくしようって、弁護士とか頑張っていますよね。条例も別に法律でこう表現しろって決めがないなら、これを機に大口町は分かりやすい条例に変えたという方がイメージもいいと思います。

参事

そういう裁判になるような内容の権利とか義務を制限したり、義務を課したりする条例ではないので、それはどちらをとるかということはあると思うんですけど、そういう条例も中にはあるんですね。詩のような条例ですとか、方言でつくっているそういう条例も中にはあるんです。ですから、それでやったから効力が無いとか、その条例に効果が無いということではないということですので、全体の中で、例えば地区懇談会に行つて表現なんかを議論していく中で、こういう表現の方がいいじゃないかというのがあれば、それはそれでいいと思います。

それから議会の方ですけど、そういう二元代表制の中で、本来であれば町長という執行機関がこういうことを考えている中で、やはり議会としても自分たちがどうしていくかということを考えていくのが二元代表制の趣旨だということだと思つたので、議会との懇談会の中では、「町の執行機関としてはこういうものをつくるんですけど、議会としてもどうでしょう一緒に」、という話が

できるといいのかなという気がしていますけれど。一緒につくっていく。多少議会の方が遅れると思いますけれど。地区懇も一緒にまわるとか、そういうこともあっても良いと思います。それができるかどうかは別ですけれど。

委員

大森先生の講演会に伺ったんですけれど、テーマが「分権改革と地方議会」ということで、参考までに感想を申し上げますと、本当に先生がおっしゃったのは、先程から出ている二元代表制ということが一番最初に話題であげられたんですね。これだけ地方分権の改革が叫ばれている中で、地方議会が大変改革が遅れているということを指摘されたというふうに理解したんですけれど。例えば、大口町議会のことではありませんよ、一般的なことですが、「議員は頼りにならない、頼んでも何もやってくれない。企画立案をしていない。例えば、議員立法もやっていないんじゃないか」と。それから「報酬だけはもらっている。住民と結びついていない。住民参加は必要ないと思っっている方が多い」と。「もっと住民と語り合うべきである。議会の定数の根拠が何であるか議会の方は知っているのか」と。それから、「議員同士の議論も行われていない。議会は、自分達の存在感を示すためには、議会基本条例をつくれればいいじゃないか」と。現に北名古屋市がつい数日前に新聞で見ましたけれど、できたということでした。大変議会に対して厳しく指摘を、岩倉市の議員も数名お見えになっていましたけれど、この二元制ということで、非常に遠慮した表現で、議会の役目と、我々の役目はずいぶんと具体的に書いていただいていますけれど、後日行われる懇談会の意向で書き加えられることもあるんじゃないかと思いますが、それはそれでいいんじゃないかと思いますが、何かちょっと、議会の方が寂しいなど。

職務代理者

私は議会に関しては前回にも確認しましたように、「好きなように書いてちょうだい」ということは言わないけれど、そういう気持ちと、今の二元代表制の本質をどうやるのと、自分達でお作りになったらと、一緒にやりますよと、みんなでやるんだと、これでおしまいだよと。あんまり深く追求するといけないので。

委員

二元代表制というものはあれなんですけれど、目的は一つなんですよね、町も議会も。そこら辺は別にお互いに同じ気持ちでやれば良いと思うんですけれども。一つだけここで、前から議会の役割で入れた方がいいと言っていましたけれど、4頁の議会の責務のところ、提案というか質問というかあれなんですけれど、「議会はこの条例の目的及び基本理念を尊重した議会運営に努めます。」ではなくて、「目的及び基本理念を尊重した議会運営を行い、〇〇〇に努めます」なんじゃないかと。目的が議会の議会運営に目的があるわけですよね。町民の幸せになのか、それをここに一言入れることで、もう一度議員の人みんなに意識してもらおう。それがこの条例とも結びついていくということで、議会運営に努めるではなくて、議会運営を行って何とかに努めるという一言をもし入れられるならば、入れていただきたい。

委員

それはかまわないですよ。その程度は。

委員

この今つくっている基本理念を尊重して、何々に努める。ということだと思っただけですけれど。

委員

賛成です。

委員長

かなり鋭い指摘ですね。そこをあんまりあからさまに書くと。

委員

そこに何を書くかを考えてもらわないといけないけれど。

委員長

そのこのところをやんわりと、「町民の幸せをもたらすように」とか。「幸せと繁栄をもたらすように」とか、何かやんわりと触れれば、むしろ議会は議会ですっきりやっってくださいということが、もう一つぐらい入ってもいいのかもしれないですね。エールをおくるという意味で。

それから、目的は町長とも一緒なんだけれど、衆議院と参議院と同じようにけっこうねじれが生じやすいので、その辺を。また、それが逆に、お互いをチェックする機構にもなっていると思うんですよ。

参事

二元代表制は、均衡と抑制という、牽制し合うというところがあると思います。

委員長

そういう意味では二元性は、ある意味では良いのかもしれないけれど、それがお互いに足を引っ張り合うようになってしまうと町のため、町民のためにはならないという、そういうことなので。そのこのところを上手く言えるということがあれで。本当に事務局もご苦労で、非常に骨子として良いところまで来ていると思うんですね。後は表現の問題と、それから議会とか、少し足したりした方が良いところがあるかもしれないので、どうでしょうか。この場でどうのこうのというのもまたあれですので、いつも宿題にしてしまうんですけど。またご意見をいただくという話と、それから渡辺委員が分かりやすくするために協力するよとってくださったので、前文のところでも中村委員が、私が叩き台をつくりますということでしたので。

職務代理者

つくりますというよりは、つくりたくないかんなど。

委員長

ということで、そういうワーキンググループも。そういうのがあれでして。できるだけ早く骨子というか、本来の条例に近い形で皆さんにお示しして、その上でご意見をいただいて、またつくっていきたいと思います。

職務代理者

今非常にすっきりしたので、今言われた、議会運営を町民の幸せのためにと。

委員

そこは、どういうキャッチフレーズかは私もよく分かりませんが、何とかに努めますという、目的がないといけないと思うので、ここに目的を書いてもらって。

委員長

そういうことですよ。

中村職務代理者

後で、条文を見直す時にでいいんですが、「独自に議会運営に努め、独自に協働効果を進めます」と、慌てて書いたんですが、そういう意味で書いたんですが。

曾田委員長

あんまり独自にやられても。なるべく一致した目的で。

職務代理者

協働効果を上げるためにやっていただかないといけないもんですから。

委員長

だからもっと大きく、大口町の繁栄のためとか、町民の幸せと大口町の繁栄のためとか。

参事

基本的に参加と協働の条例ということですので。議会としてはそこが、一致するような部分だと思いますので。そこが検討されるように。

委員長

基本理念のところは、民意の反映ということを行っているのだから、この表現を尊重して議会を行って〇〇〇に努めてください。だから、議会の目的を書けばいいんですよ。

職務代理者

本文は、これから皆さんと検討するというのでいいんでしょうかね。

曾田委員長

骨子は、ほとんどこれで、表現をどうするかというぐらいで、本文にほとんど近いと言っても良いと思うんですけど。先程来言っているように、まだ少し加えたり引いたりするところがあるかもしれない。

職務代理者

僭越ながら、付け加えた方がいいというのは、3頁の7番の自治組織の責務のところには2つあるわけですけど、それにもう一項目、前回も申し上げたと思いますが、「自治組織は、他地区と住民の共通問題を横断的に共有化して、町の執行機関と協働して、より効果確保に努めます」というように、何かその自治組織、今の区のことを言っているわけですが、地区懇談会を聞いてもバラバラの感がありますね。共通項がありますけれど、ああいうものこそ横断的にまとまって、行政課がと取り上げていくと効果が上がるという意味合いをここに含ませたらいかがでしょうかというふうにも思っています。もうここ最近に区長会があってお話をされるということですので、そこら辺の横断的な区ごとのまとまりというものをつくっていかねばと、懇談会をやるときに思いました。

委員長

地域分権というのを自治組織のあり方として、それぞれの自治組織が民主的に運営されるということと、それからそれぞれのあれが他の誰と横断的にというか、全部が集って大口町ができていくわけだから、この辺をお互いのあれも考えながら全大口というような考え方に立ってほしいというような、そういうことですね。

職務代理者

そういうことです。地域という言葉が二つに使い分けられていますよね。地域とここに書かれているのは一般的に地域行政というように大口町が中心なんですね。今の自治組織となると地区が中心になる。地域と地区の使い分けといいますか役割といいますかね。そういうところがまだ曖昧かなあと。地域と地区。大体地域と言いますと、地域行政として大口町のことをここでは表現されていますけれど。一方で自治組織となると地区ですね。

委員長

それぞれの地区は自治をしてください。けど他のあれに対しても目を向けてください、みたいな。大口町としてそういうあれなんだから一緒にやってくださいというあれですが。

職務代理者

ただ行政課の話聞きにくるのではなくて、区長さんはそれなりの。

委員長

ピラミッド型に執行機関にくっつくのではなくて、お互いにやってくださいみたいな、そういう話。中村さんの言いたいことは良く分かるんだけど。自分達が地域エゴにならないように、他のところと一緒にそういう問題解決をするようにしてくださいという、なんかそういうことですね。

職務代理者

町の執行機関がやってきたことには地区の機能を設けるとか、いろんな試みが過去にされていますけれど、やっぱりそれが上手く継続していかれないということもあると思っていましたから。もうちょっと地区及び地区の連合というか連携というか、それと行政課という形で、今先生がおっしゃったように幅が広がってくるといいなあと。

委員長

そういうことからいうとですね。二つの項目が同じことを言っているみたいですね。「参加する機会の確保に努めます」ということは、参加を拒まず差別的な扱いをしませんという、そういうことですね。だから二つ目の骨子としては、今中村さんがおっしゃったように他地区と連携して、大口町全体のあれを共有して解決に当たりますみたいな。なんかそういう地区同士の参加と協働を、それが大口町の議会の役割といえればそういうことなんだろうと思いますが。その辺のところを自治組織の責務のという話で、その中を民主的にやってください、だから、民主的に運営しますということも言わないといけないですね。「参加する機会の確保に努め、参加した住民の皆さんを民主的に運営します」と、それから他の地区との連携を一緒にして、大口町全体の問題の解決に当たりますみたいな。自治組織、地区の責務というのはそういうことを言っておかないといけないかなと。ずっと前から地区が一番問題かなと私は思っているんですけど。地区のそれぞれの地区の運営の仕方と、それぞれが民主的に運営される。大口町として自分達の地区だけがいいやではなくて。町全体としての問題解決に当たります。それこそ協働の精神で。そういう条文が一つあっても良いかもしれないなという気がしますね。

委員

自治組織というのが、よく分からないのでいけないんですけど。私は中小口にいるので、中小口は以外と「いらっしゃい」みたいなのところがあるんですけど、他の地区に行くと、「おまえは違うだろ」みたいなのところがあったりするので。私も自治組織は、対象地区に居住するだけではなくて、対象地区以外。でも、区長さんたちのお考えもあるのでそこまで入り込めない。それで2行になっているのかなと思ってたんですが、ずっとここ引っかかっていましたね。

職務代理者

区長さんによっても全然違うんですよ。

委員

代わられるとコロッと。

委員長

代わられても変わらないような運営をしていただく意味で。

職務代理者

だから任期を2年にしようとか。そういうような次のあれも出てくると思うんですけどね。

委員

そこまで入ると区長さんたちもやりづらいのかもしれませんが。本当に、あの地区は「どうぞ」って。こっち行くと「だめ」って言われたりするときがありましたので。その辺のところ、入り込めないところなのかなと、私も引っかかっていました。きちんと書いていただいた方が、若い人たちも入って行きやすいのかなと思います。

委員長

区の全体を民主的に参加・運営するという話と、他地区と一緒に連携して大口町全体の問題も共有して一緒にやってくということに努めてくださいという、何かそういうことですね。

委員

まずは、大口町から。

委員長

環境の問題なんか、そういうことになりますよね。

参事

先生の言われた民主的っていう意味合いですね。言葉で表すよりは、こういう機会の確保とか参加を不当な取り扱いをしないということで、民主的な運営ということ具体的に表したということなんですけれど。確かに共有していくということは、区長会なんかでもこの間たまたま出たときに、消火栓のことをある区長さんが、「うちはこのことをやっているよ」と、写真なんかを配って、他の区長さんが見て「ああそうか」という感じのところに居合わせたんですけれど。そういうこともやっていて、そういう点で共有してということはあるのかなと思いますけれど。自治組織は組織自体が全然区ごとに違うんですね。昔からの流れからできている組織で、例えば豊田なんかでいいますと、会計も書記もないんですよ。区長さんが会計も何もやって、説明しているという組織だったりするわけで、新しい例えばさつきなんかだと、新しいところなんで、しっかりした組織が後からできていると思うんですけれど。そういう非常に歴史を背負ってきている組織の中に行政という形で、規制とはいわないにしても、いろいろと決めていくのは、非常に難しいのかなと。

職務代理者

今度行政課との話し合いのときに、この骨子の次のステップとして、いろいろ含めて新しい形の自治組織をつくってかどうか、その気があるかどうかということが問題になると思うんです。次に、問題というよりは、やらないといけないということになると思うんですが。過去のことを言い出しますと、下小口で言えば、竹田といういろいろあるんですが、区を別ければいいじゃないかとか。やっぱり、新しいことをやっぺいこうとしたら新しい組織を編成していくことを執行機関としても立ち向かっていかないといけないでしょうね。おかしいことを何とか維持しようとしていると大変なことになってしまいますから。

委員長

その辺がやっぱり、全部均一にしなさいとは言っているわけではないですけど、それぞれ歴史と個性は尊重した方がいいと思いますけれど、一番、参加と協働で大事な単位としては自治組織ですよ。そこのところをきちんとこの条例で言うておかないと、何か一番大事なところが、離れ小島みたいにほっとかれちゃう感じがするんで。

委員

2番目の行の、「不当に差別的な扱いはしません」というと、逆に差別的な扱いが区によっては

あるんじゃないかと、今まであったと、だから敢えて書き足したと。こういう言葉が、今このご時世で良いのかという気がします。そういうつもりでお書きになったとは思っていませんけれど。

参事

例えば4の参加と協働の原則のところでも、強制したのか、制限を干渉したのか、ということにみんななってくるんですよ。これがなくなれば、権力者への命令ではなくなるということになると思います。だから憲法ではなくなると。

委員

差別という言葉はあんまり。

委員長

民主的に運営しますとか、柔らかく言っておくという手もあるということと、それから中村さんがずっと言ってらっしゃるように、他の自治組織と連携する、孤立しないでそこだけで何か進めないうで、なんか、他と一緒に、全大口としていろいろ問題解決に当たってくださいみたいな、それは言っておかないといけないのではないのでしょうか。

委員

それは100年の歴史がある。難しいですけど。

委員

書いてもいいような気もしますよね。区長会ではやってみえることですし。連携してお祭をしているところもありますし。

参事

共通の問題ということで捉えてくださいというのは、それは良いと思います。

委員

確かに、対象地区外とかって書くと「書いてあるがね」と言われても困るので、大変なことかもしれないですけど、他地区との協働と書かれても、区長さん、そんなには困られることはないのではないかと思いますけれど。

主幹

連携は加えるように検討します。

委員長

やっぱり連携してやってくださいというオール大口の問題に対しては、他地区と連携して、あんまり地区によって温度差があっても、特に環境とかそういうことになるとどうしても広い範囲での問題になるから。

ちょっとこの辺ですね、少し考えたいところですね。後はどうですか。

主幹

表現が考えきれなかったのですが、前回、協働の定義の中で、「住民等と町の執行機関が」というその「等」の中にいろいろな組織があると言ったんですけれど、この表現でいくと、住民等の中に入っているそれぞれの組織と、町の執行機関との関係ととりかねない表現になっているかなあとと思うんですが、この辺がなかなか上手くできなくて、それぞれの協働、住民同士の協働、あるいは団体同士の協働という、中西さんの提案についてのことに応えきれないんですけれど、もしこの辺のところ、もう少し表現できるようなものがあれば、ぜひお知恵をいただければと思います。

委員長

ただ、住民等というところで定義をしているんですよね。

主幹

そうです。ですから、そのところで表現をしきれているとは思いますが、そこがそれだけできちんといけるか、協働の定義というのが表現しきれているかどうかということです。

委員長

私としては、それぐらいの表現でいいのではないかと思いますけれどね。ちょっとその辺も皆さんいろいろなケースを考えていただいて。表現でもう少しうまい言い方があれば考えていただくということにしましょうか。

それで、いろいろあるんですけれど、宿題として、今後のスケジュールとしてさっきの前文のこともあるんですけど、いつ頃どんなことをしておかなきゃいけないかということで行きましょうか。

職務代理者

もう一つあるんですが、土地利用計画のところはちょっと中途半端になっていると思うんですけれど。総合計画のときもそうだったんですが、まちの構造と土地利用の方針というのが、かなりばちっと決めてあるんです。これを討議しているときには、かなり困った問題があって、「オレのところの土地の横だとか、周りの人も同じことを言うてくる」とか、そういうような話がありましたね。それに類した話がずいぶん出てくるんで。それを苦勞して土地利用の方針として総合計画にまとめてあることで10年計画突っ走っていますから。こういうものがあるよというだけで、良い気もするんですが。

委員長

そこまでは言わないで、ソフトなまちづくりというか、そのぐらいのところ、いずれにしてもいろんなことは、参加と協働で決めていきましょうということですから、いいんじゃないですか。

職務代理者

土地利用の方針は都市計画ということですよ。そうじゃないかと思っていましたけれども。

委員長

ということですから、今後のスケジュールと、このところまでで何を決めておかないといけない

かという、そういうことにしませんか。

[議 題] (2) 条例策定のための懇談等日程について

委員長

一番、近いのは、議会との懇談会になるんですか。

参事

前文については、この骨子の程度の内容で、前文をつくりますよという程度で議会と懇談してはどうかと思います。

委員長

議会は、それで良いかと思います。

参事

それで、今度条例案として出す前にも、議会に報告をしますので、その時には前文として整ったものにしていきたいということで思っています。

委員長

先程の二元制の話はどうしますか。

参事

二元制の話は、委員の皆さん参加していただけるので委員さんの中からどうですかと、私から言うというのはちょっと問題があるかと。それでもいいですけど、中には議員さんで自治基本条例をつくっているところもあるなあと、議員さん同士で話しをしてみえる人もいますので。

職務代理者

ということは、今はないんですね。

参事

もちろん無いです。

職務代理者

良い話じゃないですか。

参事

一緒につくっていくというようなふうになると。

職務代理者

議会事務局は、この執行機関の中では町に附属するんですか。

参事

議会です。

職務代理者

議会事務局の方々をつくるということですね。

委員

大森先生は、こうおっしゃっていましたよ。「首長さんは、これだけ優秀な職員を抱えていると、議会は、議会事務局の職員しかいない。それは、どうしても適わないはずだ」と。ではどうするかと。「執行機関にお願いをして、職員を借りるんだ」と。それは、定時後でもいろいろと工夫して、業務の差しさわりのない範囲内で。「職員のノウハウというか能力を借りるんだ」と。例えば、議会基本条例をつくるにしても。

委員長

資料3のところに「条例策定のための懇談等日程について」とありますが、この辺を見ながら。議会までは、いつというわけにはできないわけですね。いつ頃になりそうですか。

参事

今日のお話の中で、この形で行く中で、議会の責務で渡辺さんが言われた議会の運営の目的を入れて、それに努めますという内容と、自治組織の責務のところを少し各他の自治組織と問題を共有して連携を図りながらという部分を入れるということぐらいであれば、それほど時間はかからないと思います。一度、集っていただくのではなくて、直したものを委員さんにお配りして見ていただいて、その後、議会との懇談会になるのかと思います。

委員長

それぐらいのことにしましょう。それで大体いつ頃に。

参事

一週間ぐらいいただければ。

職務代理者

前文はつくるんですか。

参事

前文は、この形で。中村さんには、その間に考えておいていただいて。

委員長

それから、行政経営会議というもの。

主幹

これは明日です。

委員長

取り合えず事務局が説明を。

主幹

そうです。今回のもので。すぐに明日の段階で修正してというのは難しいので。

職務代理者

相手は、執行機関のホープさんたちばかりですから。

委員長

できるだけ、そこでご意見をいただいてという、それで良いと思いますよ。

それから、行政課、地域振興課との懇談、これは割りとちゃんとやっておきたい気がしますね。

主幹

これは、来週、内部の調整をしまして、月・火のあたりでお願いができたらと思っています。その下の若手職員の方もこの辺りでお願いできれば、またすぐに呼びかけをしていきたいと思っていますので、この辺りでお時間をいただければと思いますが、日にちの方は、今日決めていただければ、明日の経営会議で周知をして、呼びかけてと思っていますが。

※策定会議内で日程調整

- 7月8日午前…若手職員との懇談会（10人程度）
- 7月8日午後…行政課・地域振興課との懇談会（各課3名程度）

委員長

地区懇談会は、7月11日の区長会でスケジュールを決めてお願いしないといけないので、そこは決まっているんですね。懇談会としては、下旬から8月上旬。

主幹

その辺は、区長さんとお話しをしていくということになっていくと思いますが。

参事

議会との懇談が、済まないことには入れないということもあるので。

委員長

議会の方がそうすると、7月11日の前にやっておかないといけないということですか。区長会のところまでで、ある程度決まっていけないわけですね。

参事

やはり議会は前にやっておかないといけないと思います。議員さんの前に区長が知っているというのもしないだろうと思いますので。

職務代理者

一方で、前文をいつ頃までに素案だけでもまとめるということも大事なんじゃないでしょうか。

大森参事

前文は、地区懇談会を骨子の段階でまわって意見をいただいて、それをまた反映させるときに、一緒に条例としての形を整えていけばいいのかと。その時に前文もつくればいいのかと思います。

曾田委員長

私もそう思います。

職務代理者

慌て者だから、早く中間報告を町長に出して、怒るとか、褒めるとか、いろいろしてもらいたいと思っているんですけど。

参事

区長さんは個別に行きます。区長会ではなくて、個々にお願いに伺います。

委員長

フォーラムは、昇先生の都合で9月20日に決まったわけですね。

大森参事

一応、仮押さえということですよ。変わるかもしれませんが。

委員長

これまでは前文も固まっているわけですね。前文というか、一応文章として、こんな条例ですというような。

参事

地区懇談会の依頼は、個々にやっていくということで、議会との懇談の場をまず持たないといけないということですね。

委員長

それは今ここでは決まらないということですね。

参事

決まらないです。それは議会とも調整をしまして。

委員長

議会とも調整をしてからということですので、議員さんとの懇談会は、できるだけご出席をお願いします。

委員

いつ頃か分かりませんか。ぜひ出席をしたいと思っているので。

参事

必ずだめなのが、8、9日。14、15、17、18日は駄目ですね。だからこれが終わってからですね。22日以降になるかもしれません。

委員長

それでは22日の週ぐらいと考えておけばいいですね。

参事

それまでは、各委員会での視察がありますので。

委員長

それではもう一回整理をすると、行政経営会議の方は、事務局の方で明日、説明をしていただく。7月8日の午前に、若手の皆さんと懇談をする。午後に、行政課・地域振興課の方とお話しをするということで。

委員

私は先約があつて、空いたら出席させていただきます。

委員

駄目です。

職務代理者

その週はいいです。

委員長

かなりご出席いただけそうなので、全員でなくても。懇談ですから。少し気楽に意見交換をして。行政の皆さん、こういうことでいいですかと。地域振興課の皆さんとはいろいろお付き合いがあるんですが、行政課の皆さんと先程の地区の話ですね。どういうふうにお考えなのか。その辺をいろいろ、地区の歴史もあると思うので。地区の問題はこの条例にとっては大きい問題ですよ。とういことで、前文は、書く、つくるということで。町の経緯やそういうことを踏まえて。それも各市町でつくっているものがあれば、雛形を集めていただいて、どんなことを書いているかを。それから、議会に関しても集めてほしいことと、それから最後にですね、大森先生の話。私も出たかった

んですけど、駄目だったんで。楠さんの先のお話でニュアンスは分かるんですけど、皆さんにもちょっと知っておいていただくと良いので。レジメとか、当日はこんな話でしたというものがあれば、まとめていただいたものを配っていただくといいのかな。

主幹

ざっと記録してありますから。

委員長

大事な話だと思うんですね。皆さんとも共通の理解を持った方がいい。どんなお話だったのかも知りたいのでお願いします。

他に、委員の皆さんから何かありますか。

職務代理者

中日新聞の政治塾という記事がありますね。私も二元代表制というのは、そこで初めて詳しく認識したんですけど、最初にお持ちしたやつには、究極のねじれというのがあって、それからどうしようかという次の取り組みをしているのが次で、そしてそれじゃあとということで最近のやつは今までのグループミーティングの方法をもう少し徹底してやるということで動かしていくという、あれ分かりやすいですね。中学生でも分かるように書いてありますけれど、案外皆さん中日新聞をとっていらっしやらない方が多いんですけど。

委員

これご覧になりましたか。これは朝日新聞だけれども、6月8日の全国議会アンケートですが、いろいろとおもしろいことがズバリ数字で。

職務代理者

そういうものを集めて、議会とやるときにいろいろと活用するという手もあると思っていますけれど。

委員長

そういう資料も含めて勉強してから。

職務代理者

昇先生がしゃべってるインタビューとか。私も成長しつつあるんです。

委員長

こういう機会に勉強して。大事なことだと思います。何でもかんでも事務局で申し訳ありませんけれど、みんなが成長するためによろしく願いいたします。

それでは、今日はこの辺でよろしいですか。それでは8日の日、またよろしく願いします。ありがとうございました。